



【機能強化型（連携型）在宅療養支援診療所】 【在宅緩和ケア充実診療所・病院加算】認可のお知らせ

当院、川崎七福診療所は、2012年7月より地域の在宅医療を支える在宅療養支援診療所として24時間365日の診療体制を整えて診療にあたってまいりました。

この度、2020年11月より大倉山メディカルクリニックと連携診療を行う【機能強化型（連携型）在宅療養支援診療所】の施設認可を関東信越厚生局より受けました。

また、過去1年間の緊急往診数やお看取り実績、末期悪性腫瘍等の患者さまの治療の実績により、今回、緩和ケア・看取りの経験・実績が認められ【在宅緩和ケア充実診療所・病院加算】も同時に認可されました。

これにより、大倉山メディカルクリニックの医師と合わせて3名で緊急時の対応や連携医療機関と定期的な勉強会を行うことで在宅医療についての医学的知識や複数診療科にわたる情報を得ることもできレベルアップをしていきます。今後も大倉山メディカルクリニックと連携し、さらに積極的に在宅医療に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2020年11月 川崎七福診療所

【連携先医療機関名】

大倉山メディカルクリニック

医師：山本 伸

〒222-0037 神奈川県横浜市港北区大倉山 3-41-22 大倉山メディカルビル 1F

TEL：045-834-7370 FAX：045-834-7380

<https://www.ookurayama-mc.com/>

<機能強化型（連携型）在宅療養支援診療所とは>

- 【1】24時間、連絡がつく体制であること
- 【2】在宅診療に従事する常勤医師が連携医療機関内で3名以上
- 【3】過去1年間の緊急往診実績が連携医療機関内で10件以上
- 【4】過去1年間の看取り実績が連携医療機関内で4件以上

<在宅緩和ケア充実診療所・病院とは>

- 【1】機能強化型在宅療養支援診療所であること
- 【2】過去1年間の緊急往診実績が15件以上
- 【3】過去1年間の看取り実績が20件以上
- 【4】緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が10件以上の医療機関において、3か月以上の勤務歴がある常勤の医師がいること。
- 【5】「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した研修」又は「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等」を修了している常勤の医師がいること
- 【6】末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を、過去1年間に2件以上有していること、又は過去に5件以上実施した経験のある常勤の医師配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与した実績を過去1年間に10件以上有していること。